

社会福祉法人友愛会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員がその能力を十分発揮できるよう職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間
2. 内容

<目標1> 計画期間内に、各取得状況を次の水準以上にする

男性職員・・・育児休業取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率を、合わせて70%以上

女性職員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、取得率80%以上

<対 策>

令和7年6月～

・男性の育児休業取得並びに女性の育児休業取得促進に関し、職員への制度の周知を行う

令和7年10月～

・育児休業の取得希望者に対する個別説明や制度についての職員全体への研修会を行う

<目標2> 全職員の時間外・休日労働時間の平均を毎月5時間未満を維持する

<対 策>

令和7年8月～ 社内報などによる社員への周知

令和8年4月～ 法人全体の意識改革ため、説明会を実施する

<目標3> 小学校就学前の子を持つ社員を対象とする短時間勤務制度の対象を小学校3年修了時にまで拡大する

<対 策>

令和7年7月～ 職員のニーズの把握、検討開始

令和8年1月～ 社内報や説明会による社員への短時間勤務制度の周知

令和8年4月～ 制度導入（小学校3年修了時）

<目標4> 全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間6日以上とする

<対 策>

令和7年10月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

令和7年12月～ 計画的な取得に向けて各事業所において年次有給休暇の取得促進のため社内報やポスターで職員への周知を行う

令和7年4月1日